

令和5年度 第2回 公共調達監視委員会 議事概要

1 開催日時

令和6年2月6日（火） 午前9時50分～午前11時25分

2 委員会委員

税理士 岩佐 誠志
弁護士 島内 保彦
大学教授 松村 豊大（委員長）

3 議事

(1) 審査対象抽出

審議対象は7件であり、抽出は行わず全て審議した。

4 抽出案件の審議結果

審議案件について、以下のとおり、各委員との質疑応答等がなされたが、徳島労働局公共調達監視委員会設置要綱第9条に定める委員会から局長に対する「意見の具申又は勧告」は行われなかった。

(1) 整理番号1（徳島労働基準監督署 空調設備増設更新工事）について

（委員）変更契約による追加工事が発生しているが、契約後に追加工事の話が出たのか。

（事務局）本件工事は、数年前から増設が必要として予算要求を続けていたところ、今年度ようやく予算配賦されたため、予算要求の際に徴した見積書や図面を基に仕様書を作成し、入札により落札業者を決定した。

しかし、落札業者と契約後、アスベスト調査が必要であるとのことが判明し、また、配管のために穴をあける箇所が耐震壁であることが判明したことから、アスベスト調査、及び配管ルート・口径、室内機・室外機の設置場所、点検口設置場所等の変更が必要となったものである。

（委員）変更契約となった理由はどのようなものであったのか。また、入札のやり直しは検討しなかったのか。

（事務局）既に落札業者と契約後であったこと、当該落札業者において工事の準備を始めていたこと、業者の責によるものではなく当局の都合により工事内容を変更せざるを得ない状況となったこと等より、契約済の落札業者より改めて見積書を徴して変更に伴う工事費等について検討を行った結果、再入札によらず、当初の落札業者との変更契約により施工することとしたものである。

（委員）契約後の進捗状況にもよるが、契約変更することがやむを得ない場合もあるが、契約後で早い段階での追加工事が発生する場合には、再入札の可能性も検討し、その検討結果を記録として残しておく必要があると思われる。

(2) 整理番号3 (鳴門労働基準監督署 敷地境界確定業務) について

(委員) 現在まで敷地の境界が確定できていなかったのか。

(事務局) 長期にわたる庁舎使用の間に敷地の一部に貸借があった経過等もあり、隣接する土地との境界が曖昧になっていたため、今回境界確定を行ったところである。今後も、敷地の境界が曖昧な場所がある場合は、境界確定を実施することとなる。

(3) 整理番号4 (年度後半における集中的な就職面接会事業) について

(委員) 落札業者の落札率が低い、その理由はどのようなものか。

(事務局) 本件委託事業を落札した業者は、関連性の高い別の委託事業も行っており、本件委託事業と別の委託事業を併せて実施することにより、安価で事業を実施することができるということであった。事業自体は問題なく実施されている。

(4) 整理番号5 (徳島労働局4階会議室の空調設備更新工事) について

(委員) 複数の業者による見積合わせを行わずに契約しているが、その理由はどのようなものか。

(事務局) 徳島労働局の4階会議室は、合庁の全館空調設備が無い部屋であり、当局独自に個別空調設備を設置しているが、数年前から故障が多く、そのたびに修理を行っていた。そのような中、今年度夏季に冷房が効かなくなり、専門業者による点検の結果、基盤等の経年劣化により損傷していることが判明したが、古い空調設備であり修理のための部品供給が終了していたため修理対応できなくなり、空調設備の更新が必要となった。

当該会議室は、外部の方を招いて開催する会議等でほぼ毎日使用していたところであり、また、猛暑の時期であったため熱中症発生防止対策として、緊急に空調設備の更新工事が必要であった。

よって、故障した空調設備の電気・配管関係を含めて点検作業を行った専門業者と契約することが、本件空調設備更新工事について迅速かつ適切な対応ができるものと判断し、会計法第29条の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合)を適用し、当該専門業者と随意契約を行ったものである。